

土壌汚染の未然防止及び対策について

横浜市みどり環境局 水・土壌環境課土壌対策担当

2026年8月20日

説明会のねらい

- 土壌汚染に関する主な手続きを知る
- 業種ごとの事例をもとに、
土壌汚染に関する手続きの流れを知る

今回の説明会では、全ての手続きについてではなく、事業者の方々が関わる可能性が高いものについて紹介しています。手続きの詳細な内容等については、市のウェブページをご覧ください。

目次

- 1 土壌汚染に関連する手続き
- 2 皆様へのお願い

目次

1 土壌汚染に関連する手続き

2 皆様へのお願い

土壤汚染の原因となる特定有害物質（土壤汚染対策法第2条）

特定有害物質とは・・・

土壤に含まれることに起因して、健康被害を生ずるおそれがある26物質のこと

土壤汚染による健康被害のリスクの例

- 土壤汚染が存在する土地の周辺で地下水を飲むための井戸や蛇口が存在する場合
- 砂場遊びをしているときに手についた土壌や風で飛び散った土壌が直接口に入る場合



土壤汚染の原因となる特定有害物質（土壤汚染対策法第2条）

揮発性 有機化合物 (第1種特定有害物質)	クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、ベンゼン、 テトラクロロエチレン（パークレン）（洗濯） 、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン
重金属等 (第2種特定有害物質)	カドミウム及びその化合物、 六価クロム化合物（金属加工） 、 シアン化合物（金属加工） 、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、 ふっ素及びその化合物（写真現像） 、 ほう素及びその化合物（写真現像）
農薬等 (第3種特定有害物質)	シマジン、チウラム、チオベンカルブ、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、有機りん化合物

※**赤文字**：比較的使われる場面が多い特定有害物質（用途）

事業者が行う主な手続き

①

・ 特定有害物質を使用しているときの手続き

②

・ 特定有害物質の使用をやめたときの手続き

③

・ 調査猶予の土地の利用方法を変えるときの手続き

④

・ 事業所（跡地）で工事をするときの手続き

事業者が行う主な手続き

①

・ 特定有害物質を使用している時の手続き

②

・ 特定有害物質の使用をやめた時の手続き

③

・ 調査猶予の土地の利用方法を変え時の手続き

④

・ 事業所（跡地）で工事をする時の手続き

特定有害物質を使用しているときの手続き

(横浜市生活環境の保全等に関する条例第64条)

- 特定有害物質を使用中、又は過去に使用していた事業所は、
特定有害物質の使用状況等を調査し記録する義務あり。

- 事業所の設置者と土地所有者等[※]が異なる場合は、
記録の写しを土地所有者等に送付する義務あり。

※土地の所有者、管理者又は占有者

記録する事項	薬品の種類、使用量、保管場所、 廃棄物の発生状況、排出経路等
記録をする頻度	毎年1回以上
土地所有者等 [※] への 送付頻度	毎年1回

事業者が行う主な手続き

①

・ 特定有害物質を使用しているときの手続き

②

・ 特定有害物質の使用をやめたときの手続き

③

・ 調査猶予の土地の利用方法を変えるときの手続き

④

・ 事業所（跡地）で工事をするときの手続き

特定有害物質の使用をやめたときの手続き (水質汚濁防止法第2条第2項、 土壤汚染対策法第3条第1項)

■ 特定施設とは・・・

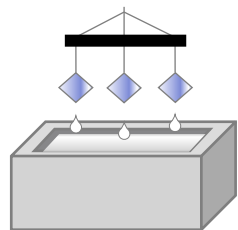
- ・ 人の健康に係る被害を発生する物質（有害物質）を含む污水又は廃液
- ・ 生活環境に係る被害を生ずるおそれのある污水又は廃液



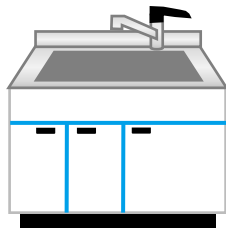
これらを排出する施設のこと

約100種類

特定施設の例



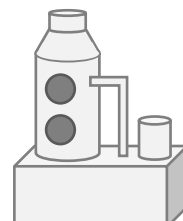
電気めっき施設



試験用の流し台



クリーニングの洗浄施設



工業製品や廃ガスの
洗浄施設

■ 有害物質使用特定施設とは・・・

特定有害物質を特定施設において製造し、使用し、又は処理するもの

特定有害物質の使用をやめたときの手続き（特定施設の廃止等に係る届出）

■ 特定施設に関する届出

水質汚濁防止法又は下水道法に基づき、施設の廃止・変更の届出が必要

<廃止の例>

- ・施設を更新する（元々使っていた施設は撤去）
- ・店舗で洗濯業を行っていたが、施設の使用をやめて、店舗では物の取次だけ行う
- ・研究用で使用していた流し台を、生活用の流し台として利用
- ・部屋から施設を撤去し、施設を用いない事務所としてののみ利用

<変更の例>

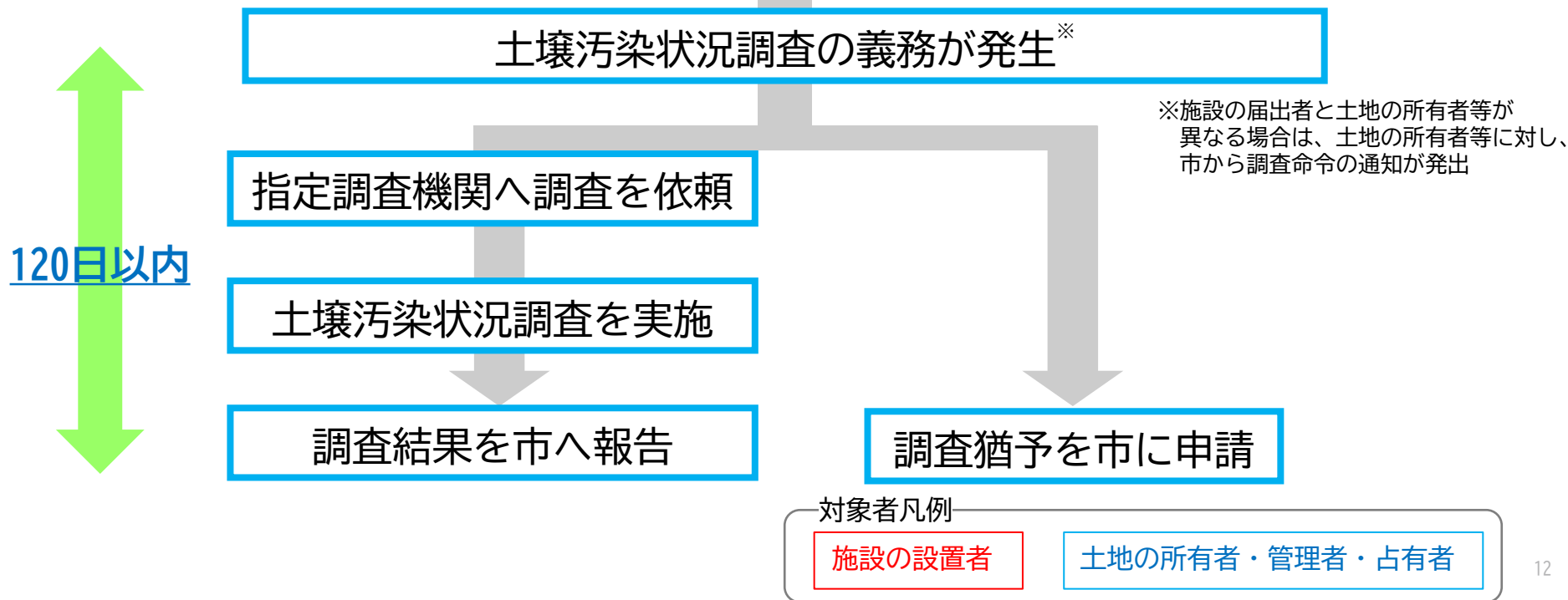
- ・使用薬品を変更
（クリーニング業において、パークレン（テトラクロロエチレン）から 石油系溶剤に変更）
- ・施設の設置場所(レイアウト)を変更
- ・排水処理施設や排水量、排水系統等を変更

特定施設に関して、何かしら変更がある場合は事前にご相談ください。

特定有害物質の使用をやめたときの手続き

■ 土壌汚染に関する手続きの流れ

有害物質使用特定施設の廃止や特定有害物質の使用廃止に係る届出書を市に届出



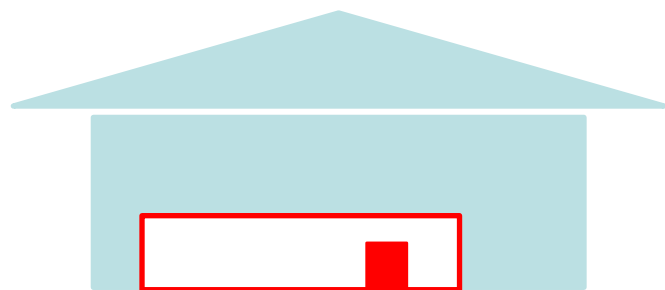
特定有害物質の使用をやめたときの手続き（土壌汚染対策法第3条） ～調査猶予の申請～

< 猶予のための要件 >

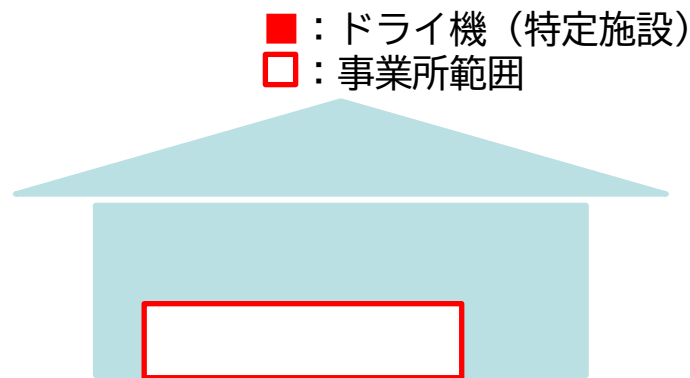
■ 要件①

引き続き工場又は事業所の敷地として利用されること。

【クリーニング業での事例】



自宅でクリーニング業を
営んでいる



クリーニングの取次店として
業務転換

特定有害物質の使用をやめたときの手続き（土壌汚染対策法第3条） ～調査猶予の申請～

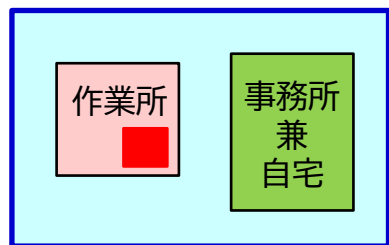
< 猶予のための要件 >

■ 要件②

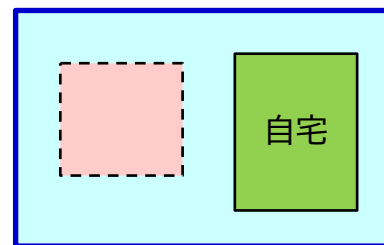
小規模な工場又は事業所において、事業用の建築物と設置者の居住用の建築物とが同一又は近接して設置されており、かつ、設置者が引き続き居住する建築物の敷地として利用されること。

【めっき業での事例】

■：電気めっき施設（特定施設）
□：事業所範囲



事業所の範囲内に作業所と
事務所兼自宅が存在する



事務所兼自宅としていた場所に
継続して住み続ける

事業者が行う主な手続き

①

・ 特定有害物質を使用しているときの手続き

②

・ 特定有害物質の使用をやめたときの手続き

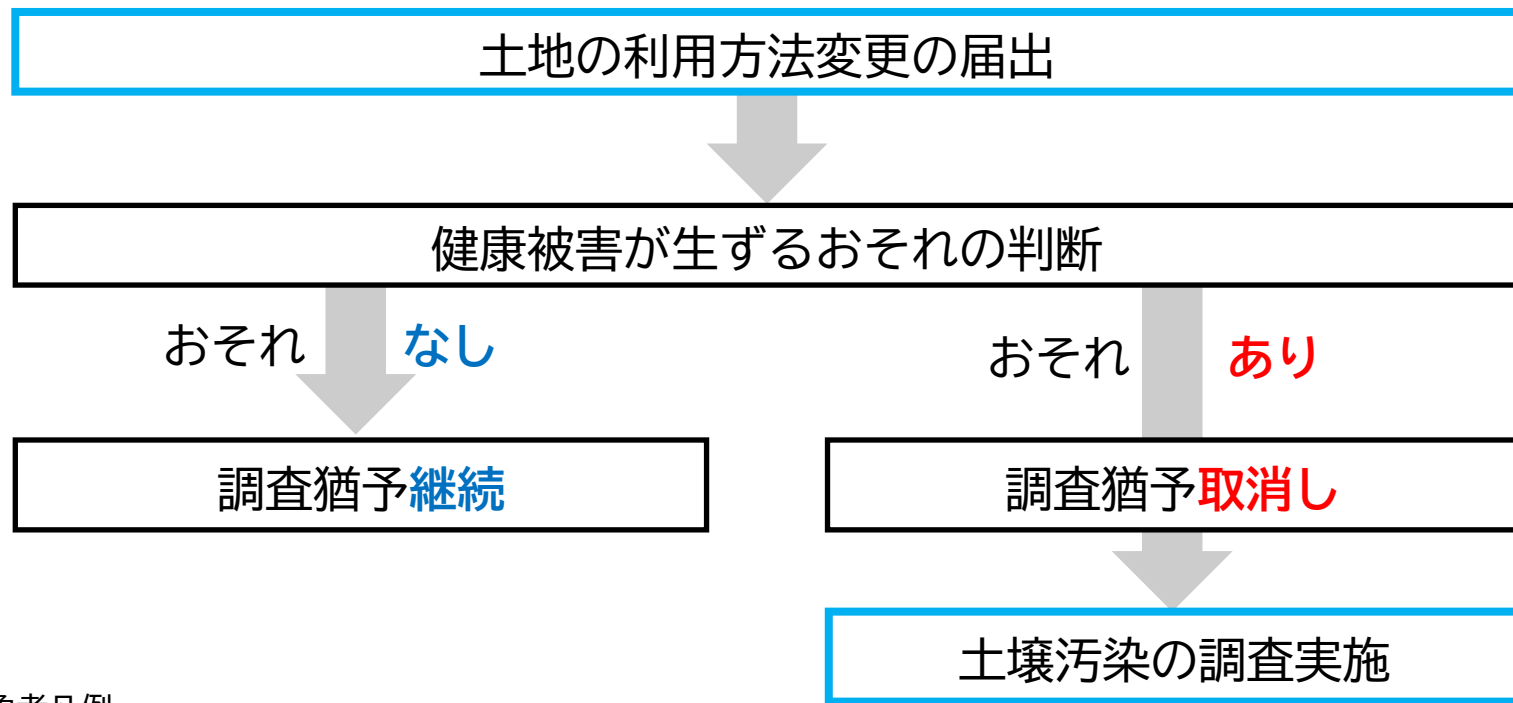
③

・ 調査猶予の土地の利用方法を変えるときの手続き

④

・ 事業所（跡地）で工事をするときの手続き

調査猶予の土地の利用方法を変えるときの手続き



対象者凡例

土地の所有者・管理者・占有者

横浜市

事業者が行う主な手続き

①

・ 特定有害物質を使用しているときの手続き

②

・ 特定有害物質の使用をやめたときの手続き

③

・ 調査猶予の土地の利用方法を変えるときの手続き

④

・ 事業所（跡地）で工事をするときの手続き

事業所（跡地）で工事をするときの手続き

（横浜市生活環境の保全等に関する条例第65条）

<事前届出>

工事着手の30日前までに届出

<届出要件>

土地の状態		届出が必要な 工事面積	義務
①	特定有害物質を使用等する事業所 （調査猶予を受けた事業所を含む）	面積によらない	掘削部分の土壌を調査
②	①以外の場所	2,000㎡以上	掘削部分の土壌を調査 （特定有害物質の使用等の履 歴が確認された場合）

届出の除外要件等が適用される場合もあるため、詳細は御相談ください。

事業所（跡地）で工事をするときの手続き ～調査までの流れ～

届出要件に該当するか確認

土地の形質変更届出書の提出

特定有害物質の使用等の履歴が確認された場合

土壌汚染状況調査の実施

調査結果の報告

対象者凡例

事業者

土地の所有者・管理者・占有者

目次

1 土壌汚染に関連する手続き

2 皆様へのお願い

事前相談・打合せの際のお願い

事前に予約（アポイント）を

電話での事前予約に御協力ください。
1つの届出につき30分～2時間程度必要となります。

初回は、利害関係者も同席を

指定調査機関の方だけでなく、施設の設置者や土地所有者も同席されると届出内容等の話もでき、話がスムーズに進みます。

早めの準備を

届出等の提出は準備や関係者との調整に想定よりも時間がかかるケースがありますので、早めに相談や届出などをお願いします。

御清聴ありがとうございました。

横浜市 みどり環境局 水・土壌環境課 土壌対策担当

住所：横浜市中区本町6-50-10（市庁舎27階）

電話番号：045-671-2494

E-mail：mk-dojocity.yokohama.lg.jp

ウェブページアドレス：
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/dojo/>